

新型コロナウイルス感染症対策を行う介護サービス事業所・施設 介護サービス事業所・施設に勤務する職員の皆さまへ

1

感染症対策を徹底した上で介護サービスを提供するために必要な経費を支援します

2

介護サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備などを支援します

3

職員の皆さまに慰労金を支給します

※事業の詳細はこちら

広島県慰労金等給付事業

検索

→ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/258/houkatusien.html>

1

感染症対策の支援

- 対象事業所：令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要な**かかり増し経費**が発生したすべての介護サービス事業所・施設など
- 支援対象経費：かかりまし経費
(例) 感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室の設置、感染防止のため発生する追加的人件費、自転車・自動車の購入費用、ICT機器の購入費用 など
- 助成上限額：サービス類型毎に設定
(例) 通所介護(通常規模型) 89.2万円、訪問介護53.4万円、特養3.8万円×定員数

2

介護サービス再開に向けた支援

1. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成

- 対象事業所：令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開のための支援を行った在宅サービス事業所
- 助成額：1利用者あたり1,500円～6,000円

2. 在宅サービス事業所における環境整備への助成

- 対象事業所：令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所
- 支援対象経費：「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用など
(例) 長机、飛沫防止パネル、換気設備、自転車、ICT機器、内装改修費 など
- 助成上限額：20万円

3

職員の皆様への慰労金の支給

- 対象者：対象期間に介護サービス事業所・施設に通算10日以上勤務し、利用者と接する職員
- 支援額：感染者が発生または濃厚接触者に対応した事業所に勤務し利用者と接する職員 20万円
その他の事業所で勤務し利用者と接する職員 5万円
(4頁目『Q&A』Q3も併せてご参照下さい)

〈お問合せ先〉

広島県健康福祉局

新型コロナウイルス感染症慰労金等給付チーム(介護班)

電話番号 082-513-2840 (受付時間は平日9:00~17:00)

申請方法

1. 支援の対象経費などについて確認

(1) 感染対策防止・介護サービス再開に向けた支援

- 広島県のHP等により支援の対象経費について確認し、申請額を積み上げます。
※ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となりますので、支出済の費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することも可能です。また、領収証等の証拠となる書類を保管しておいてください。事業完了後に、実績報告書を提出する際に証拠書類を提出していただく必要があります。

(2) 慰労金の支給

- 利用者と接する職員で、対象期間に10日以上勤務した者を特定した上で、慰労金の代理申請・受領の委任状を徴集します。委任状は事業所・施設で保管します。
- その際、派遣労働者、業務委託受託者の従事者についても、派遣会社・受託会社と相談して、対象となる業務に10日以上勤務している職員の一覧を提出してもらうことなどにより、慰労金の対象者を特定した上で、慰労金の代理申請・受領の委任状を徴集します。委任状は事業所・施設で保管します。
※ 派遣労働者、業務委託受託者の従事者も、利用者との接触を伴い、かつ、継続して提供が必要な業務を行う場合は、慰労金の対象となります。
※ 退職された方も含め、支給は原則事業所経由となります。支給希望者は、現在の勤務先または最後に勤務されていた勤務先にご相談ください。事業所が廃業している等、上記が困難な方については、広島県に直接申請してください。

2. 交付申請書を作成

- 次ページを参照して、所定の様式により、申請書等を作成します。

3. 交付申請

- 申請書等の提出は、広島県国民健康保険団体連合会（以下、国保連）に原則、電子請求受付システムによるインターネット申請により行います。電子媒体又は紙で介護報酬を請求している事業所についても、国保連に本システムの「ID、仮パスワード」を発行してもらいインターネット申請を行ってください。なお、電子媒体（CD）等の国保連への郵送による対応も可能です。
※ 介護報酬の請求可能な事業所が国保連に申請できます。
※ 債権譲渡を行っている事業所は、広島県に直接申請します。
※ 国保連による申請書受付は令和3年2月末までとなりますが、この事業の趣旨を踏まえ、可能な限り令和2年12月末までの申請に御協力をお願いします。
- 国保連を通じた申請ができない事業所は、広島県あてに県の電子申請システムか直接メールで提出。

4. 都道府県で確認後、交付

- 都道府県が申請内容を確認後、各都道府県の国保連から補助金・慰労金が交付されます。
- 慰労金については、対象となる職員へ給付して下さい。
※ 慰労金は非課税所得となります。給与等とは別で振り込むことなどにより、源泉徴収しないように注意してください。
※ 派遣労働者や業務委託受託者の従事者への給付は、事業所・施設と派遣会社・受託会社の調整により、事業所・施設からでも、派遣会社・受託会社からでも、どちらでも構いません。

5. 実績報告 ※概算額での交付の場合に限ります

- 概算額で申請し、補助金の交付を受けた場合、実績報告の期限（事業完了後30日以内又は令和3年4月10日のいずれか早い日）までに、県に対して、所定の様式により実績報告を行います。なお、実績報告時に支出実績が補助金額に満たなかった場合は、県に対し精算を行います。
- 物品の購入や工事の施工については、年度内（令和3年3月31日まで）に完了してください。
- 申請・給付に関する証拠書類を大切に保管してください。

申請書等の記載・提出方法

1. 申請書および事業計画書の入手方法

- 申請時に必要な書類は、申請書および様式1～3となります。
- 以下の広島県ホームページにおいて、ダウンロードできます。

〔広島県ホームページ〕

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/60/kaigosien.html>

- Excelファイル名を代表となる事業所の事業所番号に変更

「申請書」

令和 年 月 日

(都道府県) 知事 殿

(法人名)
(役職・代表者名)

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)に係る交付申請書

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

申請額 : 470 千円

(内訳)

1. 介護慰労金事業	250 千円
2. 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業	100 千円
3. 在宅サービス事業所における利用者への再開支援への助成事業	20 千円
4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	100 千円

(添付書類)

- 事業所・施設別申請額一覧(様式1)
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)に関する事業実施計画書(事業所単位)(様式2)
- 介護慰労金受給職員表(法人単位)(様式3)

「様式1 事業所・施設別申請額一覧」

No.	介護保険事業所番号	事業所・施設名	電話番号	郵便番号	住所	代表となる事業所・施設名	補助予定額(千円)					審査結果
							介護慰労金	20万円対象者の有無	感染対策費用助成事業	個別再開支援助成事業	再開環境整備助成事業	
1	123456789											
2												
3												

「様式3 介護慰労金受給職員表」

氏名(漢字)	氏名(全角カナ)	生年月日(西暦)	本人の住所	主たる勤務先		分類			慰労金(万円)	支払実績		確認事項				
				事業所番号	事業所・施設の名称	施設区分	対応区分	他の施設等との期間通算の有無		支払年月日(西暦)	支払金額(円)	委任状の有無	他法人での申請の有無	業務委託による従事者	重複申請者	確認用
1 厚労太郎	コウロウタロウ	1980年1月1日	東京都千代田区蔵が間1-2-2	011000000100	社会福祉法人〇〇訪問介護事業所	濃厚接触者発生施設	陽性者に1度でも対応	なし	20	2020年8月31日	200,000	あり	なし	なし	該当	可
2 厚労次郎	コウロウジロウ	1984年1月1日	東京都千代田区蔵が間1-2-2	011000000100	社会福祉法人〇〇訪問介護事業所	濃厚接触者発生施設	利用者に10日以上対応	なし	5				あり	なし	該当	可

2. 提出にあたっての留意事項(提出先が国保連の場合)

- 申請方法に関わらず、介護報酬提出時期と重ならないようにするため、申請受付期間は、毎月15日から月末までの間となります。
- なお、原則、インターネット申請により行ってください。
- 電子媒体(CD等)による申請の場合は、介護報酬請求と混同しないよう、申請書を同じ媒体に格納しないでください。また、郵送する際には、媒体表面に分かりやすく所要の事項(※)をフェルトペン等で明記してください。

※ 新型コロナ支援交付金(介護分)申請書、代表となる事業所番号及び事業所名、申請年月日、媒体枚数

「様式2 個票」

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)に関する事業実施計画書

施設概要

介護保険事業所番号	011000000100	事業所名称	社会福祉法人〇〇訪問介護事業所		
所在地	都道府県名 東京都 住所 千代田区蔵が間1-2	連絡先	電話番号 03-0000-0000	担当部署名	
提供サービス(ワタツツから選択)	訪問介護事業所	定員	人	職員数(常勤者)	3 人
事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 介護慰労金事業 → 1を記載 <input checked="" type="checkbox"/> 個別再開支援助成事業 → 3を記載	<input checked="" type="checkbox"/> 感染対策費用助成事業 → 2を記載 <input checked="" type="checkbox"/> 再開環境整備助成事業 → 4を記載			

口座情報

国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意する

国保連合会に登録されている口座は復権請求されていない

支出予定額

1. 介護慰労金事業

申請額①	250 千円
慰労金の区分・人数	20万円対象 1人 5万円対象 1人 振込手数料
千円(千円未満は切り捨て)	

2. 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

補助上限額	申請額	今回申請分②	100 千円
500 千円		既申請分	100 千円
		年度合計額	200 千円

【感染拡大防止対策や介護サービスの提供体制の確保のための経費】

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
賃金・報酬	100,000	
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役員費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計	100,000	

3. 在宅サービス事業所における利用者への再開支援への助成事業

申請額③	20 千円		
利用者1人あたり単価(居宅介護支援以外共通)	2,000 円	対象利用者数	10 人
電話による確認	利用者1人あたり単価 1,500 円	対象利用者数	人
電話による確認(看護師等が協力した場合)	利用者1人あたり単価 4,500 円	対象利用者数	人
訪問による確認	利用者1人あたり単価 3,000 円	対象利用者数	人
訪問による確認(看護師等が協力した場合)	利用者1人あたり単価 6,000 円	対象利用者数	人

4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

補助上限額	申請額	今回申請分④	100 千円
200 千円		既申請分	千円
		年度合計額	100 千円

【在宅サービス事業所における環境整備のための経費】

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
賃金・報酬	100,000	
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役員費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計	100,000	

(注)2.及び4.の事業の申請額(今回申請分)は、補助上限額と所要額を比較していずれか低い方の額が入力される。

Q&A

Q1 感染対策の支援，慰労金の支給の対象サービスを具体的に教えてください。サ高住は含まれますか。

A1 介護保険法で指定を受けるサービスが対象となるほか，サ高住や有料老人ホームも対象になります。

Q2 感染対策の支援について，どのような費用が対象となりますか。

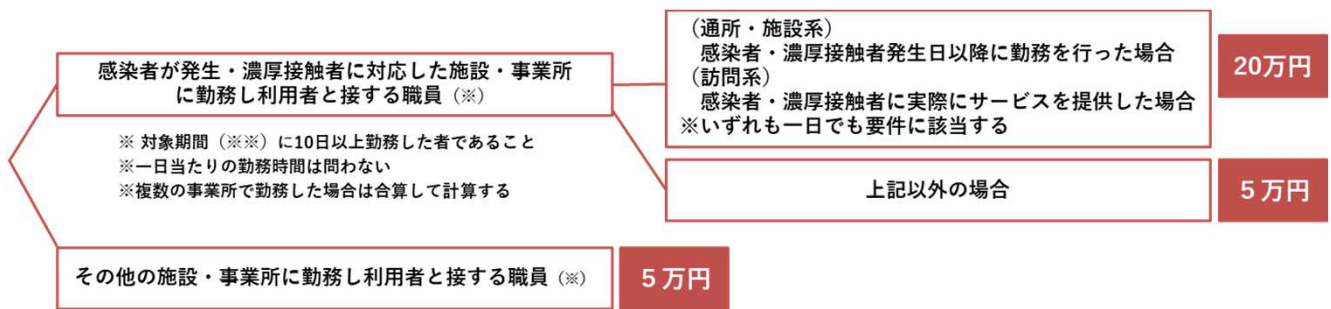
A2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる以下のような費用が対象となります。詳細は都道府県にお問い合わせください。

(対象経費の例)

衛生用品等の感染症対策に要する物品購入，外部専門家等による研修実施，(研修受講等に要する)旅費・宿泊費，受講費用等，多機能型簡易居室の設置等，消毒費用・清掃費用，感染防止のための増員のため発生する追加的人件費や職業紹介手数料，自動車・自転車の購入又はリース費用，ICT機器の購入又はリース費用(通信費用を除く)，普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料職員の交通費，利用者の送迎に係る費用

Q3 慰労金の対象者について具体的に教えてください。

A3 以下のフローチャートをご覧ください。なお，職種による限定はしていません。



(※※)対象期間：広島県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日である令和2年3月6日から6月30日までの間

Q4 慰労金の支給の要件である「利用者と接する」とはどこまで含まれるのでしょうか。

A4 利用者との接触とは，身体的接触に限られるものではなく，対面する，会話する，同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がある建物から離れた別の建物に勤務し，物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象となりません。なお，最終的な判断は都道府県が行うこととなりますが，一義的には各事業者で判断いただくこととなります。

Q5 事業所・施設をすでに退職している職員の場合，どのように申請すればよいのでしょうか。

A5 原則として，勤務されていた事業所・施設を通じて申請してください。勤務していた事業所・施設を通じた申請が難しい場合は，勤務していた事業所・施設の勤務証明など必要な書類を揃えた上で，勤務していた事業所・施設が所在する都道府県へ，直接申請いただくこととなります。

Q6 国保連からの振込の場合，どの口座に振り込みされますか。

A6 国保連からの診療報酬の振込用に登録されている口座に振り込まれます。

申請時の留意事項

1.事業所・施設からの申請について

(1) 感染拡大防止・介護サービス再開に向けた支援（共通）

- 各事業の助成の対象となる事業所は、別紙の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）一覧表」のとおりとする。
- 助成の対象となる事業所・施設は、助成の申請時点で指定等を受けている者であること。
 - ・ 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
 - ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
 - ・ 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。
- 利用者又は職員に感染者が発生している否かは問わない。

① 感染症対策の支援

- ◆ 支援対象となるかかり増し経費は次に掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等で、通常の介護サービスの提供時では想定されないものであると県が認めたもの。
 - a. 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入
 - b. 外部専門家等による研修実施
 - c. (研修受講等に要する) 旅費・宿泊費、受講費用等
 - d. 感染発生時対応・衛生用品補完等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等
 - e. 感染防止を徹底するための面会室の改修費
 - f. 消毒・清掃費用
 - g. 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費
 - h. 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料
 - i. 自動車の購入又はリース費用
 - j. 自転車の購入又はリース費用
 - k. タブレット等のICT機器の購入又はリース費用（通信費用は除く）
 - l. 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の、賃料・物品の使用料
 - m. 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用
 - n. 訪問介護員による同行指導への謝金（通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合）
 - o. 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費

② 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成

- ◆ 支援対象となる事業所は次のとおり。なお、実際にサービス再開につながったか否かは問わない。
 - 【在宅サービス事業所】

在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認を行った上で、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行った場合
 - 【居宅介護支援事業所】

在宅サービスの利用休止中の利用者に対して、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認（感染対策に係る要望を含む）、サービス事業所との連携（必要に応じケアプラン修正）を行った場合
- ※ 「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者（居宅介護支援事業所においては、過去1ヶ月の間、在宅サービス事業所のサービスを1回も利用していない利用者）
- ※ 「～の確認」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録を行っていること
- ※ 「連携を行った」とは1回以上電話等により連絡を行ったこと
- ※ 「調整等を行った」とは、希望に応じた所要の対応を行ったこと

申請時の留意事項

(続き)

- ◆ 助成額は、電話による確認の場合1利用者当たり1千5百円、訪問による場合3千円。
- ◆ 「居宅介護支援事業所」における「電話による確認」と「訪問による確認」は併給不可であり、いずれかを選択すること。
- ◆ 「居宅介護支援事業所」における再開支援に向けた確認において、当該事業所の介護支援専門員の依頼を受けて、看護師等（看護師、居宅管理療養指導を行う医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士）が訪問をした上で所要の対応を行った場合は、割増した基準額を適用する。
- ◆ 1事業所・施設における1利用者につき1回まで助成することができる。

③ 在宅サービス事業所における環境整備への助成

- ◆ 支援対象となる経費は、次に掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等で、通常の介護サービスの提供時では想定されないものであると県が認めたもの。
 - a. 長机
 - b. 飛沫防止パネル
 - c. 換気設備
 - d. 自転車・電気自転車（リース費用を含む）
 - e. タブレット等のICT機器（リース費用を含む）（通信費用は除く）
 - f. 感染防止のための内装改修費
- ◆ 事業所・施設ごとに、上限額20万円と対象経費の実支出額とを比較して少ないほうの額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

(2) 慰労金の給付

- 慰労金の給付は、医療機関や障害者福祉施設等に勤務する者への慰労金も含め、1人につき1回に限る。
 - 対象となる事業所・施設は、**介護保険の指定サービス事業所**（介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む）のほか、**養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅**、又は「**介護予防・生活支援サービス事業者であって広島県における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所**」であること。
 - ・ 介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
 - 介護サービス事業所・施設で、**令和2年3月6日から6月30日までの間に延べ10日以上勤務した者**であること。（年次有給休暇や育休等で実質勤務していない日は算入しない。）
 - 対象職員の職種に限定はなく、事務職員等であっても「**利用者との接触を伴い**」かつ「**継続して提供することが必要な業務**」に従事する職員であれば給付対象となる。
- ※ 別紙の「**新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）申請マニュアル～介護事業所・施設等～**」を参考にしてください。

2.個人からの申請について

慰労金の個人申請

- **退職等により対象期間中に勤務していた介護サービス事業所等に現在勤務していない慰労金対象者**は、**原則として当時勤務していた事業所等を通じて申請していただきますが**、それが**困難な場合は**、「**個人用申請書**」の様式に**勤務していた事業所等の証明**を受けた上で、広島県に直接、郵送により申請してください。
 - 申請書には、**運転免許証等の本人確認書類や振込口座の通帳等のコピー**を添付してください。
- ※ 別紙の「**退職者等の個別申請マニュアル**」を参考に申請書を作成し提出をお願いします。